

北見日赤通信 “おしえて・アンリーくん” vol.3

発行:平成30年3月

【注】●印は、アンリーくんからの回答です。

改定制度で、今年10月1日より、国民健康保険の医療機関にかかると、その医療費が、保険料の負担割合で減額される。また、高額療養費制度も、所得に応じて負担上限額が引き下げられる。さらに、救急医療費の自己負担割合も引き下げられる。これらは、平成30年度から実施される。また、平成30年度から、介護保険料の負担割合も引き下げられる。これは、平成30年度から実施される。

平成30年4月より国の制度の改定で、紹介状の無い初診患者さんが、当院を受診される場合、医療費の他に定額負担をすること義務化されました。

●健康保険が使えないから負担する金額は誰でも変わるの？

●国民健康保険の医療費負担割合が引き下がるから負担額が減るの？

●国民健康保険の医療費負担割合が引き下がるから負担額が減るの？

●国民健康保険の医療費負担割合が引き下がるから負担額が減るの？

●国民健康保険の医療費負担割合が引き下がるから負担額が減るの？



●おしえて、アンリーくん。国民健康保険の医療費負担割合が引き下がるから負担額が減るの？

●国民健康保険の医療費負担割合が引き下がるから負担額が減るの？

●国民健康保険の医療費負担割合が引き下がるから負担額が減るの？

●国民健康保険の医療費負担割合が引き下がるから負担額が減るの？

●国民健康保険の医療費負担割合が引き下がるから負担額が減るの？

選定療養費(税込)

- 初診時選定療養費
 - 医科 5,400円
 - 歯科 3,240円

選定療養費がかからない受診例

- 他医療機関から紹介状を持参された方
- 救急車で搬送された方(緊急性を要するもの)
- 国や地方の公費負担医療制度の受給対象者
- 夜間、休日に救急外来を受診された方
- 医科と歯科の間で院内紹介の方



平成30年4月より眼科外来の診療体制が変わります

近年の高齢化に伴い、加齢による眼疾患が増加しております。当院は、オホーツク圏域において、より専門的な眼科検査や治療を行っていることから、外来患者数は増加し続けております。そのため、外来の待ち時間が増え、診療が大幅に遅延し、入院患者様にも影響が及んでおります。

以上のことから、平成30年4月より、眼科外来は「初めての受診に紹介状が必要な診療科」へ変更することとなりました。

平成30年4月以降、眼科外来へ受診する場合は、以下のとおりとなりますのでご承知おき願います。

- 初診の場合
「紹介状が必要」となり、予約が必要となります。
- 当院眼科通院中の場合
予約されていない場合も「予約が必要」となります。
その場合、診療状況により待ち時間が長くなることもあります。
- 緊急時は対応致します。

なお、当院眼科を受診している患者様においても、症状が安定している場合は地域の眼科を紹介させていただく事もあります。

皆様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、事情をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。